

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 「御覧ず」の関係規定性：源氏物語における

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高桑, 恵子, Takakuwa, Keiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000100">https://doi.org/10.57529/00000100</a>

# 「御覧ず」の関係規定性

— 源氏物語における —

高桑恵子

## 一 はじめに

「御覧ず」は、「見る」の動作主体を高める尊敬動詞である。

一方、「見る」の主体敬語には、「見る」に敬語補助動詞「たまふ」を下接した「見たまふ」がある。この、「御覧ず」と「見たまふ」の違いについては、鎌田廣夫（一九六〇）によって、

「御覧ず」のほうが「見たまふ」より敬意が高いとされ、それが定説となっている。一方において、藤原浩史（一九九四）

は、「見る」が具体的な知覚動作を意味するのに対し、「御覧ず」は支配者的な社会的行為を表現内容とし、また、「御覧

ず」には対象を具体的に把握しようという意識がほとんど存在しない非分析的態度をもつとして、「御覧ず」の表現価値から考察している。

本稿では、「御覧ず」と「見たまふ」の使用対象と、動作主体の人物と動作客体の人物との身分関係を検討することから、「御覧ず」と「見たまふ」の違いを指摘する。

## 二 検討の方法

テキストとして『源氏物語大成 校異篇』本文を用い、その

地の文の用例を検討対象とする。(挙例にあたっては、表記を改め、所在の巻名・頁・行を記す。)

「御覽ず」・「見たまふ」の見る対象である動作客体は三分類される。すなわち、それが人物の場合(①〈人物〉)と、人物以外の場合との二通りがあり、人物以外の場合には、手紙など所有者が想定できる場合(②〈人物のモノ〉)と、風景など所有者が想定できない場合(③〈モノ〉)との二通りがある(ここでいう「所有者」の「所有」の意味は広い意味で用いる)。それぞれの例をあげる。

① 〈人物〉を見る場合

- (1) (桐壺帝ガ桐壺更衣ヲ)いとどあはれと御覽じて、  
 ……。(桐壺七―10)

② 〈人物のモノ〉を見る場合

- (2) (紫ノ上ノ)御手などのいとめでたきを、院(≡朱雀院)御覽じて、……。(若菜上一〇六七―11)

③ 〈モノ〉を見る場合

- (3) 九月になりて、九日、綿おほひたる菊を(源氏ガ)御覽じて、……。(幻一四一九―10)

このように動作客体を三分類して、以下、「御覽ず」と「見たまふ」の動作主体と動作客体との身分関係を考察していく。調査対象となるのは、助動詞「らる」「さす」が下接したものを除いた「御覽ず」七六例と、「見たまふ」三五一例である。複合動詞は除いた。

三 〈人物〉を見る場合

〈人物〉を見る用例について、「御覽ず」・「見たまふ」の動作主体と動作客体とを一覧にまとめたのが表1である(動作主体が複数の場合は表から除いた)。なお、以下において、動作主体を、次の基準でA・B・Cの三つに区分して示すことにする。

- A 「御覽ず」だけを用いる人物  
 B 「御覽ず」・「見たまふ」の両方を用いる人物  
 C 「見たまふ」だけを用いる人物

〔表1〕〈人物〉を見る場合

A	B
動作主体 桐壺帝 冷泉帝 今上帝	源氏
「御覧ず」の客体	「見たまふ」の客体
桐壺更衣、源氏、様々の人 源氏、玉鬘、舞姫 世間の人々	右近、源氏の孫や子(薫)、舞姫、女房 葵上、明石入道、明石の上、明石姫君、尼君、右近、空蝉、空蝉と軒端萩、朧月夜、薫、家司たち、源氏(自分自身)、源氏が相手にする女性、源内侍、人々、 <b>左大臣</b> 、上流の女性、末摘花、宣旨の娘、玉鬘、中将の君、頭中将、女房、軒端萩、藤壺、蛸兵部御宮、紫の上、夕顔、夕霧、童べ、若紫、あてき、僧、前と同じ姿をしたもの(正体の知れぬ者)、身近な人 浮舟、右近、女一の宮、薫、新参の童、すぐれた女性、中の君、妻妾、女の人、女童、若君、中の君 僧都、女一の宮、下人、宿直人、句宮、尼君(弁の尼)、浮舟、大君、大君と中の君、大君の女房たち 海人ども 夕霧 海人
薫 薫宰相中将 ※太政大臣・※致仕大臣 ※内大臣(※は以前の頭中将)	句宮 時方、大勢の者、侍従 薫の荘園の管理を担当している人々
近江の君、夕霧	夕霧 海人

C
紫の上 六条御息所 夕霧 大君 中の君 玉鬘 僧都 浮舟 雲居雁 葵上 明石の君 落ち葉の宮 藤壺 女三の宮 髭黒 右大臣 玄宗皇帝
明石の上、明石姫君、 <b>源氏</b> 、玉鬘、誰もかれも 源氏 落ち葉の宮、薫、雲居雁、女性たち、紫の上 薫、中の君 浮舟、薫の供人、北の方、大輔、句宮 華美をこらしている人々、八郎君(内大臣の子)、玉鬘(自分) 浮舟、聖 使いの童、乳母 夕霧 源氏 尼君 柏木の係りの預かりども 源氏 柏木 真木柱 尚侍の君 楊貴妃

表1によつて動作主体と動作客体との身分関係を見ると、「御覧ず」だけを用いるAの人物は帝の例だけであり、当然、動作客体は動作主体の帝より下位の人物である。

(4) あるかなきかに消え入りつつものしたまふ(桐壺更衣)

ヲを、(桐壺帝ガ) 御覽するに、……。 (桐壺八—11)  
 (5) (源氏ヲ) 急ぎ参らせて (桐壺帝ガ) 御覽するに、めぐ  
 らかなるちこの御かたちなり。 (桐壺六—3)

「御覽ず」と「見たまふ」の両方を用いるBの人物について、そのうち「御覽ず」を用いている例の動作客体に注目すると、それが動作主体の従者や子・孫などであるところから、動作主体より下位の人物ととらえることができる。

(6) 大臣(≡源氏)も(右近≡女房ヲ) 御覽じて、「……」  
 など、例のむつかしう戯れ言などのたまふ。 (玉鬘七四—14)  
 (7) 院(≡源氏)も(源氏ノ孫ヤ薫≡子ヲ) 御覽じて、  
 「……」と、諫めきこえあつかひたまふ。 (横笛二二八—12)

(8) ……、「まづ、女房、出でね」とて、童の姿どものをかしげなるを(源氏ガ) 御覽ず。 (葵二九〇—9)

このように、「御覽ず」は動作主体が上位者で、動作客体が下位者である場合に用いている。

一方、「見たまふ」を用いている例には、次の例のように、動作客体の方が動作主体より上位である例がある。

(9) 大臣(≡左大臣である舅)の闇にくれまどひたまへる  
 さまを(参議兼右大将≡源氏ガ) 見たまふも、ことわり  
 にいみじければ、……。 (葵三〇五—2)

また、源氏が鏡に映った自分自身を見る場合では、「見たまふ」を用いている。

(10) わが(≡源氏ノ) 御影の鏡台にうつれるが、いとよ  
 らかなる(源氏自身ノ姿) を見たまひて、……。 (末摘花二三〇—1)

次に、「見たまふ」だけを用いるCの人物の例については、動作客体の上位と下位がはっきりしない例が多いが、次の例は、動作客体の方が動作主体より上位である例である。

(11) この若君(≡若紫)、幼心地に、めでたき人かなと(源氏ヲ) 見たまひて、「宮の御ありさまよりも、まさりた

まへるかな」などのたまふ。  
(若紫一六九―6)

このように、「御覧す」は、動作主体が動作客体より上位の場合にのみ用いられるという特徴がある。それに対して、「見たまふ」は動作主体と動作客体の身分の上下に関わりなく用いられる。

四 〈人物のモノ〉を見る場合

〈人物のモノ〉を見る用例を、表1と同様の基準で、動作主体をA・B・Cに分け、各動作主体ごとに動作客体をまとめて示したのが表2である。

〔表2〕〈人物のモノ〉を見る場合

動作主体	A 桐壺帝	「御覧す」の客体 桐壺更衣の母君からの手紙	「見たまふ」の客体
	朱雀院	斎宮からの返歌、斎宮からの手紙、紫の上からの手紙	
	冷泉院	紫の上からの返事、紫の上からの返	
	秋好中宮	紙、紫の上からの返手紙など	

B	源氏
<p>明石の上からの返 事、玉鬘の庭、大石入道からの手紙、明石の君の式の奉れる香、夕書いたもの、明石の君からの手紙、朝顔の姫紙、秋好中宮からの手紙、重へ君からの手紙、夕のありさまなど、大宮からの手紙、筑紫の五節の儀紙、若紫の硯の中、女三の宮か式、筑紫の五節の儀紙、源氏が見た夢、源氏鬘が住む場所、玉を描いた絵、源氏が見た夢、源鬘へ寄せられる懸典侍の扇、左大臣邸、春宮・明想文、螢兵部卿宮、石の女御などのさまざまな栄華、から玉鬘への返少納言のもてなし、未摘花が源事、螢兵部卿宮の氏に贈った装束、未摘花の方、所有する昔の仮名の朱雀院から前斎宮への贈り物、の書本、明石入道の書いた願文、女三の宮に来た手紙、都からの手紙、中将の君の扇に書いた歌、筑紫の五節からの手紙、紫の上からの手紙、頭中将の直衣の袖、明石の上の草子、女房の心、花散里と麗景殿女御からの返事、花散里の有様、花散里のすまい、鬘黒を玉鬘の婿とすること、人の心ばへ、葵上と桐壺帝の崩御、柏木から女三の宮への手紙、六条御息所からの手紙、柏木から女三の宮への手紙の筆跡の証拠、紫の上が書いた手習い、紫の上の歌、葵上の物の怪、源氏の見た夢、若紫の書いたもの</p>	<p>六条御息所のいる部屋の中、明石入道からの手紙、明石の君の書いたもの、明石の君からの手紙、朝顔の姫紙、秋好中宮からの手紙、重へ君からの手紙、夕のありさまなど、大宮からの手紙、筑紫の五節の儀紙、若紫の硯の中、女三の宮か式、筑紫の五節の儀紙、源氏が見た夢、源鬘が住む場所、玉を描いた絵、源氏が見た夢、源鬘へ寄せられる懸典侍の扇、左大臣邸、春宮・明想文、螢兵部卿宮、石の女御などのさまざまな栄華、から玉鬘への返少納言のもてなし、未摘花が源事、螢兵部卿宮の氏に贈った装束、未摘花の方、所有する昔の仮名の朱雀院から前斎宮への贈り物、の書本、明石入道の書いた願文、女三の宮に来た手紙、都からの手紙、中将の君の扇に書いた歌、筑紫の五節からの手紙、紫の上からの手紙、頭中将の直衣の袖、明石の上の草子、女房の心、花散里と麗景殿女御からの返事、花散里の有様、花散里のすまい、鬘黒を玉鬘の婿とすること、人の心ばへ、葵上と桐壺帝の崩御、柏木から女三の宮への手紙、六条御息所からの手紙、柏木から女三の宮への手紙の筆跡の証拠、紫の上が書いた手習い、紫の上の歌、葵上の物の怪、源氏の見た夢、若紫の書いたもの</p>

匂宮 藤壺 落葉宮 女三の宮 薫	内大臣・致仕大臣 (以前の頭中将) 螢兵部卿宮 紫の上 玉鬘 中の君 六条御息所 夕霧
大君からの手紙、右近から大輔への手紙 斎宮の女御と弘徽殿女御が集めた絵 夕霧からの手紙 柏木からの手紙	八の宮からの手紙、浮舟からの手紙、薫からの手紙、薫からの手紙と葛、立文(後で右近から大輔へのとわかる) 内裏わたり、桐壺帝の行幸の催し 自分の髪、夕霧からの手紙 朱雀院からの手紙
弁の尼の住まい、浮舟の住まい、浮舟からの手紙、大君からの返事、大君の歌、柏木の遺書、中将のおもとの歌 源氏がした玉鬘の装束の儀式、夕霧から雲居雁への手紙、帝から柏木への信任、御息所の歌 源氏が書いた草子、玉鬘からの手紙 明石の君から源氏への手紙、他の女性に贈る御衣、源氏が入りしたあたりやもたれてすわっていた柱、源氏からの結び文、玉鬘から源氏への手紙 薫からの手紙、雲居雁からの手紙、懸想の手紙の数々、源氏からの手紙、螢兵部卿宮からの手紙、薫が書いた歌 匂宮からの手紙 源氏からの手紙、内裏 柏木の笛、落葉の宮の母御息所からの手紙	八の宮からの手紙、浮舟からの手紙、薫からの手紙、薫からの手紙と葛、立文(後で右近から大輔へのとわかる) 内裏わたり、桐壺帝の行幸の催し 自分の髪、夕霧からの手紙 朱雀院からの手紙

大君 柏木 御方々 雲居雁 八の宮 明石の君 浮舟 按察使大納言 尼君 空蟬 薫の殿人や家司 京の女性たち 桐壺更衣の母君 左大臣 髭黒 髭黒の北の方 六条院の婦人達	薫の歌、蔵人少将からの手紙、匂宮からの手紙 女三の宮からの手紙、童への持っている葵 右大臣家の藤の宴、行幸の催し、朱雀院の御賀の試案 藤典侍からの手紙、夕霧からの手紙 自分の山莊 明石入道からの手紙 自分が書いた歌、中将の歌 宮の御方のある寝殿の紅梅 中将の歌 源氏が書いた手習い 薫から大君への執心 源氏からの手紙 桐壺帝からの手紙 源氏の手習い 源氏から玉鬘への手紙 髭黒との縁 冷泉帝の行幸
---	--

〈人物のモノ〉を見る場合において、「御覧す」だけを用いる人物Aのうち、帝・院は、前節で検討した〈人物〉を見る場合と重なる人物であり、それに、秋好中宮が加わる。また、「御覧す」と「見たまふ」の両方が用いられる人物Bのうち、源氏と匂宮は、〈人物〉を見る場合と重なる人物であり、さらに藤

壺・落葉の宮・女三の宮という、中宮・内親王が加わる。この表で注目すべきは藤壺で、中宮という、秋好中宮と同じ高い身分でありながら、「御覧ず」だけでなく「見たまふ」をも用いる人物Bに属している。そこで、藤壺が動作主体である三例の動作客体に着目してみる。

- (12) 中宮(＝藤壺)も参らせたまへるころにて、……、御行ひも怠りつつ(絵ヲ)御覧ず。(絵合五六四―10)
- (13) 上も、藤壺の、(桐壺帝ノ行幸ノ催しヲ)見たまはざらむを、あかず思さるれば、……。 (紅葉賀二三七―2)
- (14) (藤壺ガ)内裏わたりを見たまふにつけても、……。 (賢木三五五―1)

藤壺は、絵(斎宮の女御と弘徽殿女御が競って集めた絵)を見る時には「御覧ず」を用い、帝・院という身分の高い(人物のモノ)＝行幸・内裏を見る時には「見たまふ」を用いて、「御覧ず」を用いてはいない。つまり、モノの所有の人物の身分によって、「御覧ず」と「見たまふ」とが使い分けられている。

これらのことは、人物Bである女三の宮が見る例についても

同様である。柏木からの手紙を見る時には「御覧ず」であり、朱雀院からの手紙を見る時には「御覧ず」ではなく「見たまふ」を用いている。

- (15) (女三ノ宮ガ)(柏木カラノ)文ひろげたるを御覧ず。(若菜上一二一九―14)
- (16) (女三ノ宮ガ)涙ぐみて(朱雀院カラノ手紙ヲ)見たまふほどに、……。 (横笛一二七〇―8)

このことから、表2の動作客体の中で、最高位の帝・院に着目する。帝・院がモノの所有者である場合に下線を引くと、それはすべて「見たまふ」の動作客体であり、「御覧ず」の動作客体には用いられていない。つまり、「御覧ず」は帝・院のモノを見る場合には用いられない。そこで、すべての動作主体と、モノの所有者との身分関係を見てみると、「御覧ず」の場合は、必ず動作客体より動作主体の方の身分が高いことがわかる。それに対して「見たまふ」は、動作主体の方の身分が高い例もある一方で、動作客体であるモノの所有者の身分が高い例もある。

五 〈モノ〉を見る場合

〈モノ〉を見る例の動作主体のみを、先と同様にA・B・Cに分けて示したのが表3である。動作客体の〈モノ〉はその必要のないものとして提示することを省略するが、それらの〈モノ〉には、風景、動植物、絵、書物、道具、建物などがあり、いずれも特定の人物の所有と考えられない場合のものである。この、見る対象が〈モノ〉の場合については、「御覧す」と「見たまふ」とでは差が見出だされなかった。

〔表3〕〈モノ〉を見る場合

	動作主体
A 「御覧す」だけを用いる人物	桐壺帝、朱雀帝、冷泉帝・冷泉院、今上帝、秋好中宮、女一の宮
B 「御覧す」・「見たまふ」を用いる人物	源氏、匂宮
C 「見たまふ」だけを用いる人物	薫、夕霧、柏木、兵部卿宮、螢兵部卿宮、内大臣・太政大臣(頭中将)、八の宮、僧都、葵上、紫の上、玉鬘、花散里、中の君

ところで、「御覧す」だけを用いる人物Aは、帝・院などの極めて身分の高い男性や、中宮・内親王などの、女性として極めて身分の高い女性である。このように、極めて身分の高い人

物には「御覧す」だけしか用いられない。一方、「見たまふ」だけが用いられる人物Cは、人物Aよりは身分の低い人物である。そして、「御覧す」・「見たまふ」の両方が用いられる人物Bの源氏と匂宮は、人物Aの帝・院以外の人物の中では身分が高いと言えよう。従って、〈モノ〉を見る場合については、鎌田(一九六〇)が言うように、「御覧す」のほうが「見たまふ」より敬意が高いように見える。つまり、〈モノ〉を見る場合には、動作客体とは関係なく動作主体の身分の高さによって「御覧す」と「見たまふ」とが使い分けられているように見える。

しかし、次に掲げるのは、幻の巻で、源氏が庭の景色を見るという、似たような三つの場面であるが、「御覧す」・「見たまふ」が同じように用いられている。この三つの例において、源氏の身分は同じであり、従って、敬意の高低のみで、「御覧す」と「見たまふ」を使いわけているのではないことがわかる。

(17) 二月になれば、花の木どもの盛りなるも、まだしきも、梢をかしう霞みわたれるに、かの御形見の紅梅に鶯のはなやかに鳴き出でたれば、立ち出でて(源氏ガ)御覧す。  
(幻一四〇八―8)

(18) いと暑きころ、涼しき方にてながめたまふに、池の蓮の盛りなるを(源氏ガ)見たまふに、……。

(幻一四一八―五)

(19) 九月になりて、九日、綿おほひたる菊を(源氏ガ)御覧じて、……。

(幻一四一九―10)

「御覧ず」と「見たまふ」の敬意の高低については、七節で改めて考える。

## 六 「御覧ず」の関係規定性

以上、三節～五節における考察から「御覧ず」は、(人物)を見る場合、および(人物のモノ)を見る場合には、動作主体が上位者で動作客体が下位者である、と言える。このことは、「御覧ず」に、いわゆる関係規定性(穂田定樹(一九七六)三十三ページ)が認められるということである。ただし、(モノ)の場合については、人物が関係しないので、関係規定性はない。

一方、「見たまふ」は動作主体が動作客体より上位者である例も、下位者である例もあるので、関係規定性はない。

## 七 「御覧ず」と「見たまふ」との敬意の高低

ここで、「御覧ず」と「見たまふ」の間に認められる関係規定性と敬意の高低とが、どのような関係にあるのかを検討してみる。

七一 同一人物に時間順に用いられた「御覧ず」と「見たまふ」

動作主体に着目すると、「御覧ず」が身分の高い人物に用いられているように見え、鎌田(一九六〇)が言うように、「御覧ず」の方が「見たまふ」より敬意が高いように見える。それでは次の例はどのように考えればいいのか。

頭中将は、須磨の巻で宰相中将に、行幸の巻では内大臣に、藤裏葉の巻では太政大臣に位が上がり、柏木の巻では致仕大臣となっている。しかし、宰相中将の時の一例(用例20)のみに「御覧ず」が使われ、より高位の内大臣、太政大臣、致仕大臣の時には全例「見たまふ」が使われる(用例21～23)。このことは「御覧ず」のほうが「見たまふ」より敬意が高いということでは説明がつかない。

(20) 海人ども漁りして、貝つ物持て参れるを、召し出でて  
(宰相中将ガ) 御覧す。  
(須磨四三二一13)

(21) (内大臣ハ) 夢見たまひて、いとよく合はする者召して  
合はせたまひけるに、……。 (蛭八二三一1)

(22) …… (娘夫婦ガ) 住まひたまへるさま、華やかなるを  
(太政大臣ガ) 見たまふにつけても、……。 (藤裏葉一〇一五一3)

(23) 大臣 (〓致仕大臣) も、かく重き (帝ノ) 御おぼえを  
見たまふにつけても、……。 (柏木二二四四一2)

このことから、身分が高くなるにつれて、用いる語が「見たまふ」から「御覧す」に代わっていくのではないことがわかる。動作客体である見られる人物が、用例20の〈海人ども〓下位者〉の場合には「御覧す」が使われ、用例23の〈帝の御おぼえ〓上位者のモノ〉の場合には、「見たまふ」が使われている。これは、「御覧す」に関係規定性があるためである、と考へる。

七・二 同一人物に同一場面で用いた「御覧す」と「見たまふ」  
次の例では源氏に対して同一場面で「御覧す」と「見たま

ふ」が前後して用いられている。

(24) 例ならず御前近き偏子ども (〓飲食器) を、「なぞ、あ  
やし」と (源氏ガ) 御覧するに、院 (〓朱雀院) の御文  
なりけり。 (院ノ御文ヲ源氏ガ) 見たまへば、いとあは  
れなり。 (横笛二二七〇一9)

源氏の見られる動作に、同一場面で「御覧す」と「見たまふ」の両方が用いられていることは、「御覧す」の方が「見たまふ」より敬意が高いとすることのみでは説明がつかない。そこで、動作主体と動作客体の関係を見ると、源氏が、偏子どもを見る場合には「御覧す」を用い、院の手紙を見る場合には「見たまふ」を用いている。源氏が、自分より身分の高い院の手紙を見る場合には「御覧す」を用いることができないうために、「見たまふ」を用いたと考えられる。

それでは、源氏に「御覧す」と「見たまふ」が並んで用いられ、敬意の高低だけでは説明がつかなかった五節の用例17・18・19に戻って考えてみる。これらの例は、動作主体が源氏、動作客体は〈モノ〉である紅梅・蓮・菊である。従って、〈モノ〉の場合であるので関係規定性がない。そのため、身分が高

く「御覧ず」を用いることができる人物である源氏は、〈モノ〉を見る場合に、「御覧ず」・「見たまふ」のどちらも用いることができる」とすると説明がつく。

## 八 まとめ

以上、「御覧ず」と「見たまふ」について、見る動作主体と動作客体との関係に注目して考察してきたが、その結果の要点をまとめると以下のようなになる。

### 「御覧ず」について

〈人物〉を「御覧ず」の場合は、「御覧ず」の動作主体が動作客体より上位者であるという関係規定性が認められる。

〈人物のモノ〉を「御覧ず」の場合は、「御覧ず」の動作主体がモノの所有者より上位者であるという関係規定性が認められる。

〈モノ〉を「御覧ず」の場合は、人物が想定できないために、関係規定性がない。

要するに、「御覧ず」は、《上位者が下位者を見る》・《上位者が下位者のモノを見る》というように用いられる、関係規

定性のある敬語である。

### 「見たまふ」について

「見たまふ」には関係規定性がない。

源氏物語では、帝・院には「御覧ず」が用いられ、「見たまふ」は用いられない。また、「御覧ず」の動作主体の方が「見たまふ」の動作主体より身分が高い例が多い。それによって「御覧ず」のほうが「見たまふ」より敬意が高いとされてきた（鎌田一九六〇）。しかし、「御覧ず」が用いられる身分の高い人物であっても、その人物が、さらに身分の高い人物を見る場合には「御覧ず」が用いられず「見たまふ」が用いられる。つまり、「御覧ず」の使用には、人物の身分の高さだけではなく、客体となる人物との身分関係も勘案されるのである。客体は、〈人物〉のみでなく、〈人物のモノ〉という、モノの所有者の身分も考えることで、関係規定性がより明確になる。

従来の研究では、「御覧ず」と「見たまふ」を敬意や表現価値の差としてとらえてきた。<sup>1)</sup>しかし本稿では、「御覧ず」には、敬意の高さに加えて、関係規定性が認められることを指摘した。

注

(1) ただし、藤原氏が「御覧す」の表現価値の中で示したうちの「支配者的な社会的行為を表現内容」に関しては、関係規定性の観点から説明できそうに思われる。

参考文献

鎌田廣夫(二九六〇)「源氏物語の「御覧す」と「見給ふ」」『國學院雜誌』61・7  
藤原浩史(二九九四)「漢語サ変動詞「御覧す」の表現価値」『国語学』176  
穂田定樹(二九七六)『中古中世の敬語の研究』清文堂

付記

本稿は、平成二十六年年度國學院大學国語研究会後期大会において発表した内容を、加筆・修正したものである。発表に際して、貴重なご指摘、ご教示を賜った先生方・参加者の方々に御礼申し上げます。